

富山県障害者差別解消ガイドラインの策定について

1 趣旨

条例第8条第3項に基づき、障害を理由とする差別の禁止の徹底を図るため、障害のある人の日常生活や社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるもの。

障害を理由とする差別（不利益取扱い・合理的配慮の不提供）について、その判断基準を広く県民に周知するとともに、相談対応や「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」による紛争解決時の判断基準としても活用する。

2 これまでの経過

(1) ガイドラインたたき台の審議（H27.11月）

第1回県障害のある人の相談に関する調整委員会、第1回県障害者施策推進協議会

(2) 障害者団体・事業者団体等への説明・意見聴取（H27.11月～H28.1月、聴取団体は別紙のとおり）

- ・障害者：身体、知的、視覚、聴覚、精神、発達障害、難病等 計9団体
- ・事業者：福祉、医療、商工、観光、飲食、金融、経営者、学校、文化施設、交通機関、不動産取引等 計52団体等
- ・19団体等から158件の意見あり

<主な意見>

- ・災害・事故等発生時の情報伝達の配慮例を追加してほしい（複数の障害者団体）→ 追記
- ・不利益な取扱いではない例として「介助者がおらず運転手だけでは車いすからタクシーの座席へ移動できない場合に乗車を断る」を追加してほしい（交通事業者）→ 追記

(3) パブリックコメント（H28.2.18～3.3）個人3名、3団体等から55件の意見あり

<主な意見>

- ・不利益な取扱いの具体例として「本人等の意思に沿った医療の提供を行わないこと」を追加してほしい。
→追記（厚生労働省「医療関係事業者向けガイドライン」にも追記あり）
- ・合理的配慮の具体例として「盲ろう者に資料提供する際、点字変換ソフトに対応できるようテキストデータで提供する」を追加してほしい。→追記

3 ガイドライン（案）の概要 …… 別紙のとおり

- **策定の目的**：障害を理由とする差別（①障害を理由とする不利益な取扱い、②合理的な配慮の不提供）に関する相談対応や紛争解決時の判断基準、県民への周知
- **位置付け**：条例に基づき、国の基本方針や事業者が適切に対応するための指針を踏まえて策定
- **対象分野**：障害のある人の日常生活や社会生活に関する全ての分野
- **差別禁止の対象**：県条例（「何人も」）は法（「行政機関等及び事業者は」）よりも広く規定
- **障害を理由とする差別の基本的な考え方【国の基本方針に準拠】**
 - ① 障害を理由とする不利益な取扱い（定義、正当な理由の判断基準等）
 - ② 合理的配慮の不提供（定義、配慮を求める意思表示の方法、過重な負担の判断基準等）
- **不利益な取扱いや合理的配慮の具体例【国の事業者向け指針の具体例を中心に】**
 - ① 分野別：各分野共通、福祉サービス、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報提供・コミュニケーション
 - ② 障害別：肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚・言語障害、盲ろう、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病
- **相談体制と紛争解決のしくみ**

4 今後のスケジュール（予定）

平成28年3月25日 第2回県障害者施策推進協議会での審議

3月末日 ガイドライン策定

4月1日 条例施行（障害者差別解消法の施行日と同じ）